

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市歴史博物館
委 託 業 務 名	大津市歴史博物館映像情報機器保守点検委託業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	大津市歴史博物館映像情報機器システムに係る問合せ時の調査・応答業務、及び障害発生時の原因究明・復旧などの業務についての対応や、サーバその他周辺機器の稼働管理等の運用・保守。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	841,500円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪府吹田市江の木町20-10 [名 称] 株式会社シーマ
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当館が館内で運用する大津市歴史博物館映像情報機器は、令和2年度のリース契約（11月1日から5か年）により、株式会社シーマが構成・設置したものである。同社が機器の選定からレイアウト、設置工事まで一貫して行っており、システムに熟知した同社しか当該業務ができないため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。